

第22期第12回釧路十勝海区漁業調整委員会議事録

- 1 日 時 令和5年4月18日（木）10時50分～11時40分
- 2 場 所 釧路生涯学習センター 801会議室
- 3 出席委員 川崎一好 亀田元教 柳谷法司 上野 仁 後藤義勝 石川和男
中村喜美雄 北島千也 神山久典 秋森新二 西田達雄 山崎貞夫
(欠席委員：倉舘建一 中村純也 近藤龍洋)
- 4 事務局 佐々木事務局長 神谷専門主任 田中主事 曾谷主事
- 5 臨席者 釧路総合振興局 大津水産課長 服部漁業管理係長 飯尾技師
中村技師
十勝総合振興局 泉水産課長 加賀漁業管理係長
- 6 議事事項
議案第1号 まいわしたもすくい網漁業に係る委員会指示の発動について
議案第2号 第15次秋さけ定置漁業の操業期間等の考え方(案)及び河口
付近等の指定された区域の考え方(案)について
議案第3号 委員の辞任について
- 7 協議
釧路十勝海区漁場計画案(海面共同、海面区画)に係る公聴会の開催について
- 8 報告事項
(1) 釧路十勝海区漁場計画(海面共同漁業権、海面区画漁業権)振興局最終案
について
(2) くろまぐろに関する令和4管理年度における知事許可漁業可能量の変更
について
(3) 共同漁業権及び区画漁業権に係る資源管理の状況等の報告について
(4) 定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告について
- 9 その他
海区漁業調整委員会委員の連合会表彰について

10 議事の経過

- (1) 開 会
事務局 | 只今から、第22期第12回釧路十勝海区漁業調整委員会を開催します。
開会にあたりまして、川崎会長よりご挨拶申し上げます。
- (2) 会長挨拶
会 長 | それではどうも、おはようございます。
お忙しい中を、お集まり頂きまして、心より厚く御礼申し上げたいと思
います。
また、釧路、十勝、それぞれの担当の皆さん方にもお集まり頂きまし
た。ありがとうございます。
ウクライナの問題がありまして、対ロシアとの漁業交渉がどうなるかと

心配しておりましたけれども。サケマスは去年と違って、4月10日に出漁をさせて頂きました。

そういう意味では、漁業関係の方は、上手く前に進むのかなと、対ロシアに対して、そのように思いますけれども。

今度は、ロシアの200海里内、あるいは領土で、海域で行われる交渉がどう進むのか、非常に心配しているところでありますけれども。

これらについても、政治とは切り離して、そういったものがスムーズに行ってくればなど、いうふうに思っております。

コロナもだいぶ下火になりまして、マスクにとって良いということで、私はマスク取らしてもらいましたけれども。

春になって道東も漁業が、それぞれ始まる時期になりました。

皆様方からご意見を頂戴しながら海区委員会を進めて参りたいと思っております。一つどうぞ、よろしくお願い致します。

(3) 出席人員報告

事務局 この後の会議進行は、川崎会長にお願い致します。

会 長 それでは、出席委員をご報告申し上げます。委員総数15名中、出席委員は12名であります。過半数に達しておりますので、本委員会は成立を致しました。

(4) 議事録署名委員の選出

会 長 次に議事録署名委員につきまして、委員会規程第7条の規定によりまして、私の方から指名をさせて頂きます。本日の議事録署名は、山崎委員と柳谷委員にお願いを致します。よろしくどうぞお願いを致します。

(5) 議事の経過

会 長 それでは、議事事項に入りたいと思います。議案第1号「まいわしたもすくい網漁業に係る委員会指示の発動」についてを上程致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号「まいわしたもすくい網漁業に係る委員会指示の発動」について、資料1-1をご覧ください。令和5年4月7日付け漁管第52号により北海道水産林務部長から、釧路十勝管内沖合漁業における「まいわしたもすくい網漁業」に係る委員会指示の発動についての要請がありました。

めくって頂いて、2ページ目から委員会指示の内容となっております。

制限区域は、釧路総合振興局管内及び十勝総合振興局管内の沖合海域、制限期間は令和5年6月1日から令和5年12月31日までとなっております。

指示内容及び取扱内容の主旨につきましては、前年度から変更はございません。

今後のスケジュールとしましては、昨年同様、4月20日に委員会指示を発動し、申請期限は5月17日までとし、5月下旬には承認書を交付、6月1日から操業可能とする流れでございます。

資料1-2、19ページ、最後のページになりますけれども、令和4年度のまいわしたもすくい網漁業の実績を添付しております。

全体で76隻承認しまして、13隻が着業、漁獲量は924トンで、金額は約1億4千万円といった実績となっております。説明は以上でございます。

	す。
会 長	はい、それでは説明が終わりました。ご意見ご質問があれば、お受けしたいと思います。いかがでしょうか。
	(無 し)
会 長	よろしいですか。
	(は い)
会 長	無ければ原案のとおり委員会指示を発動し、承認事務を進めることで、よろしいでしょうか。
	(は い)
会 長	はい。それでは、そのように決定とさせていただきます。 次に、議案の第2号、「第15次秋さけ定置漁業の操業期間等の考え方及び河口付近等の指定された区域の考え方(案)」について、それぞれ上程を致します。説明願います。
十勝振興局係長	(第15次秋さけ定置漁業の操業期間等の考え方(案)及び河口付近等の指定された区域の考え方(案)について説明)
会 長	はい。それでは説明が終わりました。ご質問ご意見等があれば、お聞きしたいと思います。よろしいですか。
	(な し)
会 長	山崎さん。去年、操業始期は良いんだけど、自主規制をやる時に、河口付近で、網を入れられない時期に、同じく釣りをしていると。 それについては考えて欲しいという意見が、エリモ以東の中だったと思うけれども。浜中さんの方からあって。それについて、今回、私も事前に、行政側の方と、話をしたんですけれども。行政側として、今、規制を掛けるということには至ってないんです。 だから、自主規制かける時に、エリモ以東の中でどうなんだという問題が、また出てきた時に、果たしてどうなんだということが、中々、結論出せない部分だと思う。エリモ以東だけでは、法的な部分を変えることが出来ませんからね。 もし、そういう懸念があるのであれば、こうゆう場所で言って頂いて、行政側の方に、操業始期が自主的なものとあれ、海の方は掛けられるものであれば掛ける、自主的なものが掛けられた時には、その釣りの期間も延ばして頂いたとか。 そういった要望とか、要らないんだろうか。
山崎委員	その件は専務から。
上野委員	良いですか。
会 長	どうぞ。

上野委員	親魚確保の重要な河川というような形の位置付けで、増殖事業を行っていて、事業者サイドとしては、いろんな自主規制等々行ってきた、それに関わらず、早期に来遊して、河川付近までに集まった魚を、遊漁者に、かなり釣られている。 この現状の中で、何らかの規制等々が。例えば、ライセンス制なり、そのようなものを、それだと法律的な規制には至っていないだろうけれども。 そのような形の中でも、一応、釣り、遊漁者のモラルを信じて、そういう形の中でも、一部そういう形で制限等を掛けられないのかなという思いもありました。 あと実際に、海区の中で、河川河口区域の、今、150メートルですけど、そこの部分を拡大してもらおう、というような思いもあります。 そうした場合、組合員、共同漁業権の中ね、各種操業要領なり、そちらの方でやっている漁業。例えば、シシヤモの刺し網なり、ハタハタの刺し網。これらが、その河口区域のそばで操業するんです。その辺のところで、漁業規制にまで及んでしまうと、内部的な規制、調整なんかも、ちょっと厳しくなるのかなという思いもありますので、組合の中でも、内部的な取り進めはしている最中なんですけれども。 今、現在の要望としてはですね、定置漁業者の中でも、ライセンス制なり、そういう形の中で、釣果規制とか、そういうものが出来ればなど、いう程度では、止まっています。
会 長	特に、エリモ以東、釧路管内では、これだけ親魚確保が難しい中で、自主的に規制を掛けないといけない時に、道側がその辺をどうとらまえているのか。 「お前たちは魚取るんだから、親魚、もっと川に遡上出来るように、網を入れるんでない」と言いながら、その他の規制に関しては、全く同じだと言うことは、どうゆうふうに僕らは捉えてれば良いのかな。
釧路振興局課長	まず、河口規制とか、いろいろな規制があるんでしょうけれども、川崎会長の方からも、幌戸川の遊漁対策ということでお話を伺ってありました。 それに関しては、本庁の方にも伝えておまして。何らかの対応をしなければならぬという話なんですけれども。 本庁側としては、まず、その親魚確保だけの規制というものは、中々、難しいというのと。遊漁者自体もいる話なので、規制を掛けるという話になると、遊漁者の部分も考えながら、慎重に事を進めなければいけないのかなと。 振興局としても、地元の課題、十分、去年から話を聞いて、深刻な状況だという話を伺っておりますので、まず、その実態を振興局としても、どの位の遊漁者がいて、その方がどれだけの数量のサケを捕っているのかという部分を調査しながら、改めて、どうゆう方法で取り組みをしていくべきかを、再度、本庁と協議しながら進めていきたいと考えております。
会 長	僕が言いたいのは、例えば、マグロのTACの問題でも、秋アジについても同じなんだけれども。遊漁者は組織を作って、彼らは、彼らの意見を、全国の場でしゃべっているんだよね。 それを聞くと、「我々にも権利がある」、「我々もやれる」んだと。それに対して、TACを与えているんだよね。

	と言うことは、規制も掛けなきゃならない。捕らせることも出来るけれども、規制も掛けるというのは、僕は、当たり前の話だと思うんだよね。 特に、釧路管内というのは、これだけ秋アジの水揚げが少なくなって、自主規制の中で、なんとか親魚確保、それも 100 パーセント出来てない現状。規制をしながらでも。 そうなっても、尚且つ、その部分に対する規制というか、行政の指針が、我々には見えない。それが問題だと思っている。 漁師には、「魚捕るんなら、もっと親魚確保すれ」と言っておきながら、遊漁に対して、実態が分からないと言って、何も意見を言えないと言うのは、問題があると思う。 あれから一年も経って、現状として、何も進めなかったということになる。道としては。 だから、そこは、もう少し強く、本庁の方に言ってもらいたい。 必ず、今年も同じ問題出るよね。どうだい山崎さん。
山崎委員	操業始期も後ろ倒しになってきている。 そんな中で、本来なら定置で採捕できるような魚なのに、網入れした頃には全然ダメですから。 だから、出来れば、早期群となる魚の来遊が早くなっている。それが親魚確保の対象になるかどうかは別として、やっぱり、それらを早い時期に採捕出来るような、本当に始期というものは、俺らもよく理解しているつもりだけでも、あの頃、もし、網が入っていれば、その魚、捕れるよねと言うのが、漁業者の声としてあるんですよ、定置漁業者の。 ただ、川崎会長の話が合ったとおり、やっぱり、遊漁者が 100 本釣った、70 本釣った。そういうのが何人もいるから、相当数、数にしては揚がっていると思うんだよね。 だから、その辺もう少し、親魚確保を含めた考え方で、漁業者が捕れる状況になれば、うちらとしては、いいなという思いがあって、こういうふうな話をしているのだけど。 それでも、道として、どうゆうふうな、全道的な絡みの中で、エリモ以東を含めて検討してもらえるのであれば、検討してもらいたいなど。 あとは、うちの組合で、他の漁業と個々に調整出来ることだから。今の、採捕禁止区域のメーターなんかも含めて。その辺も検討して頂ければと思います。
釧路振興局課長	その辺も、検討させていただきますので、よろしくお願いします。
会 長	良いですか。
山崎委員	はい。
会 長	あと、何かありませんか、今のことについて。 はい、無いようでございますので。いろいろとご意見ありますけれども、行政側に、しっかりした対応をしてもらいたいと思います。 それでは、まとめますが、現在のエリモ以東の来遊状況では、種卵確保のため自主規制で対応している状況であり、また、昨年の水揚げは地域格差が大きくありました。操業期間の前倒しの意見はあるものの「今後、エリモ以東全体に資源の回復が見られた場合、定置漁業の経営安定につながるような操業期間の設定を求める。」という意見したいと思いますが、いか

がでしょうか。よろしいですか。

(は い)

会 長 はい。それでは、議案の第2号「第15次の秋さけ定置漁業の操業期間等の考え方及び河口付近等の指定された区域の考え方」について、意見を付して振興局へ回答するものと致します。
次に議案の3号「委員の辞任」についてを上程します。説明願います。

事務局 (委員の辞任について説明)

会 長 はい。それじゃ、どう致しますか。よろしいですか、同意をするということ。

(は い)

会 長 はい、ありがとうございます。
それでは、今の第3号につきましては、そのように、同意をするということと決定をさせていただきます。
その次に、協議事項に入りたいと思います。「釧路十勝海区漁場計画案(海面共同、海面区画)に係る公聴会の開催」について、協議をさせていただきます。説明願います。

事務局 (釧路十勝海区漁場計画案(海面共同、海面区画)に係る公聴会の開催について説明)

会 長 はい、説明が終わりました。ご質問等ありますか。
よろしいですか。

(は い)

会 長 はい。協議事項「釧路十勝海区漁場計画案に係る公聴会の開催」については別紙の日程とし、調整が必要となる場合は、私に一任とさせていただきます、ということで、よろしいでしょうか。

(は い)

会 長 それでは、そのように決定をさせていただきます。
次に、報告事項に入ります。
報告事項1「釧路十勝海区漁場計画(海面共同漁業権、海面区画漁業権)振興局最終案」についてを説明致します。

釧路振興局係長 (釧路十勝海区漁場計画(海面共同漁業権、海面区画漁業権)振興局最終案を説明)

会 長 説明が終わりました。ご質問ありますか。よろしいですか。

(は い)

会 長	はい、それでは、次に報告事項２の「くろまぐろに関する令和４管理年度における知事許可漁業可能量の変更」についてを説明致します。
事務局	(くろまぐろに関する令和４管理年度における知事許可漁業可能量の変更を説明)
会 長	はい、説明が終わりました。質問ありますか。よろしいですか。
	(は い)
	それでは、次に報告事項３番目ですね、「共同漁業権及び区画漁業権に係る資源管理の状況等の報告」について、並びに、報告事項４、「定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告」についてを説明致します。
釧路振興局係長	(共同漁業権及び区画漁業権に係る資源管理の状況等の報告、定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告を説明)
会 長	はい、只今の説明について、ご質問等ございますか。
	(無 し)
会 長	それでは、海区漁業調整委員会の連合会区の表彰についてを説明願います。
事務局	(海区漁業調整委員会委員の連合会表彰を説明)
会 長	はい、ご質問ありますか。
	(無 し)
会 長	はい。無ければですね、本日、予定の議題は以上でありますけれども、事務局から何かありますか。
事務局	特には、ありません。
会 長	無いですか。
事務局	はい。
会 長	皆様方の方から、何かあればお受けしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。
	(は い)
会 長	はい。それでは、以上をもちまして本日の会議を終了とさせていただきます。ありがとうございました。